平成２７年（フ）第１３７５号
横浜市神奈川区神大寺１丁目33番12号
破産者　有限会社田園地所
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５３号
愛媛県松山市一番町４丁目１―11　共栄興産一番町ビル６階、商業登記簿上の本店所在地愛媛県松山市本町３丁目６番地６
破産者　有限会社キッズ
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第３４４号
埼玉県久喜市栗橋東５丁目２番５号　メゾン栗橋203
破産者　岡崎　一夫
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６８号
神奈川県秦野市萩が丘７番28号、破産手続開始決定時の住所神奈川県小田原市栢山1044市川房江方
破産者　鈴木　榮江
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４７２１号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番12―406号
破産者　前内　隆男
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４０号
大阪市都島区友渕町３丁目１番１―810号、前住所大阪市都島区友渕町１丁目５番６―908号
破産者　佐藤　孝三
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８３４号
兵庫県加古川市野口町北野991番地の179、開始決定時大阪市都島区都島南通１丁目21番45―104号
破産者　上田　　徹
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３１４号
大阪府高槻市大塚町３丁目22番10号
破産者　綿谷　浩一
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４７９号
大阪府門真市下島町14番９号
破産者　馬塲　一嘉
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０７９号
大阪市城東区関目２丁目18番103―304号
破産者　神田　祥司
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２１１号
大阪府東大阪市友井１丁目４番38号
破産者　岡本　靖彦
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３７７号
大阪府豊中市上新田３丁目４番１―511号
破産者　寺脇　司郎
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７０号
岡山県真庭市下河内314番地２
破産者　河本　英世
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第３６号
岩手県一関市大東町猿沢字小向15番地５
破産者　吉田　賢美
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第２１９号
福井市木田１丁目1601番地
破産者　半田　保則
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６号
和歌山県新宮市熊野地２丁目５番17号
破産者　中出　　治
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２６年（フ）第６２号
松江市西津田４丁目６番６号
破産者　脇田　　弘
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４８号
広島市西区山田新町１丁目20番23号
破産者　沖　　幸治
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部